

横浜市行政不服審査会答申
(第89号)

令和2年9月15日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「養育医療給付却下決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、令和元年12月6日、台湾において在胎週数43週、出生時体重2,675グラムの子（以下「対象児」という。）を出産した。令和2年1月28日、審査請求人は、横浜市に対象児とともに転入し、同月31日、対象児は、術後乳び胸のためA（以下「本件医療機関」という。）に入院した。同年3月3日、審査請求人は対象児とともに市外に転出し、本件医療機関も退院したが、同月10日付で、対象児について処分庁に対し養育医療給付を申請した。

処分庁は、同月17日付養育医療給付却下決定通知書により「出生時体重が2,000グラム以下でなく、かつ未熟児養育医療の対象となる症状（中略）に該当がないため」として申請を却下する処分（以下「本件処分」という。）をした。

このため、同月23日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審査請求人の主張の要旨

対象児は、新生児遷延性肺高血圧症（PPHN）と診断され、出生後まもなく人工呼吸器での治療を余儀なくされた。症状は重大で、体外式膜型人工肺（ECMO）使用の必要があった。現在もPPHN治療薬を服用中であり、重大な呼吸器症状の持続が認められる。

よって対象児は、呼吸器及び循環器の症状により未熟児に該当する。

4 処分庁の主張の要旨

出生時には未熟児に該当する症状があったとしても、台湾からの帰国時点では退院しており、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至ったものとみることができる。本件医療機関への入院は、乳び胸手術後の栄養管理を目的としたものであった。養育医療意見書には未熟性のある呼吸器・循環器の治療のためという記述はない。胎便吸引症候群及び新生児遷延性肺高血圧症は正期産児又は過期産児に生じるものであるもので、未熟性に起因するものではない。

よって対象児は、未熟児に該当しない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 事実経過

審査請求人は、令和元年12月6日、台湾で在胎週数43週、出生時体重2,675グラムの対象児を出産した。出生後呼吸障害が強く、胎便吸引症候群及び新生児遷延性肺高血圧症のため、ECMOを導入された。対象児はその影響で乳び胸となり絶食管理により体重が減少した。

令和2年1月28日、審査請求人は、横浜市に対象児とともに転入し、同月31日、対象児は、術後乳び胸のため本件医療機関に入院した。同年3月3日、審査請求人は対象児とともに市外に転出し、本件医療機関も退院したが、同月10日付で、対象児について処分庁に対し養育医療給付を申請し、同月12日に受理された。

(2) 法令等の定め

母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第20条第1項は「養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。」と定めている。法第6条第6項は、未熟児を定義して「身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。」としている。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長は、昭和62年7月31日付児発第668号政令市市長等宛て通知未熟児養育事業の実施について（最終改正平成25年2月28日雇児発0228第4号。以下「厚労省通知」という。）を発出し、未熟児養育事業の実施については、本通知により実施することとしたので、適正かつ円滑な実施を期されたいとしている。厚労省通知は、「法第6条第

6項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。」として、以下のものを挙げている。

ア 出生時体重 2,000 グラム以下のもの

イ 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの

(ア) 一般状態

a 運動不安、痙攣があるもの

b 運動が異常に少ないもの

(イ) 体温が摂氏 34 度以下のもの

(ウ) 呼吸器、循環器系

a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

b 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの

c 出血傾向の強いもの

(エ) 消化器系

a 生後 24 時間以上排便のないもの

b 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの

c 血性吐物、血性便のあるもの

(オ) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(3) 医療機関に入院していた期間における対象児の症状等

審査請求人の養育医療給付新規申請書に付された養育医療意見書には、在胎週数 43 週、単胎、出生時体重 2,675 グラムと記載されている。症状の概要欄には、厚労省通知に列挙されている症状等が記載され、該当する場合には丸を付すことになっているが、いずれにも該当がない。「6 その他の所見（合併症の有無等）」欄には、「術後乳び胸のため入院加療、特殊ミルクを使用している」と記載されている。

「症状の経過」欄には、「台湾で出生。出生後呼吸障害が強く、胎便吸引症候群、新生児遷延性肺高血圧のため、ECMOを導入された。その影響で乳び胸となり絶食管理による体重減少が認められた。」と記載されている。

(4) 対象児の法第 6 条第 6 項の未熟児該当性

厚労省通知は、国の自治事務に対する技術的助言である。したがって、

処分庁はこの内容に拘束されないが、養育医療が法の定めに基づき全国一律に実施されている事務であることを考えると、厚労省通知に従って事務を処理することは明らかな合理性があり、また、その内容に不当な部分もない。ただし、厚労省通知の未熟児と認定すべき症状等は「例えば、次のいずれかの症状等」となっており、限定列举ではなく、列举された症状と同等の未熟性を示す症状があれば未熟児と認定できる可能性がある。

この点、対象児には術後乳び胸及び絶食管理による体重減少の症状がある。しかし、術後乳び胸及び絶食管理による体重減少自体は未熟性を示す症状とは言えないこと、及び対象児は令和2年1月28日に横浜市に転入後、同月31日に本件医療機関に入院するまでの間は入院を要する状態ではなかったことから、法第6条第6項が定める未熟児には該当しないと判断する。

(5) 結語

対象児は、横浜市に住民登録があり、かつ、本件医療機関に入院していた期間において法第6条第6項に定める未熟児であったとはいえない。

他に手続上の違法もないことから、本件処分は適法かつ妥当なものであった。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

| 年 月 日 | 審 理 手 続 の 経 過 |
|-----------|---------------------|
| 令和2年4月7日 | ・ 弁明書等の提出依頼 |
| 令和2年5月8日 | ・ 弁明書及び証拠書類の受理 |
| 令和2年5月11日 | ・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼 |
| 令和2年6月1日 | ・ 質問書の送付 |
| 令和2年6月3日 | ・ 反論書等の提出依頼（再通知） |
| 令和2年6月10日 | ・ 質問事項への回答受理 |
| 令和2年7月9日 | ・ 審理手続の終結 |
| 令和2年7月15日 | ・ 審理員意見書の提出 |

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

| 年 月 日 | 調 査 審 議 の 経 過 |
|-----------|----------------------------------|
| 令和2年7月28日 | ・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議 |
| 令和2年9月15日 | ・ 調査審議 |